

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）</p> <p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>(在宅勤務の開始又は終了の申出)</p> <p>8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。</p> <p>(1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。</p> <p>(2) 開始の申出を受けた際には、<u>申出のあった通関業者に在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認すること</u>とする。</p> <p><u>(業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について)</u></p> <p>8-5 災害その他やむを得ない理由（関税法基本通達2の3-1(1)に定める事実をいう。）により、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が業務継続のため、当該通関業者の所有又は管理する場所であって法第8条第1項の許可を受けた営業所以外の場所（サテライトオフィス）において、通関業務に従事する必要があると認めるときは、当該理由があると認める間に限り、これを認めて差し支えない。</p>	<p>通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）</p> <p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>(在宅勤務の開始又は終了の申出)</p> <p>8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。</p> <p>(1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。</p> <p>(2) 開始の申出を受けた際には、<u>在宅勤務についての定めのある就業規則及び書類管理、情報セキュリティ等について定めのある社内管理規則等を具備していることを確認すること</u>とする。</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>この場合において、当該場所はこれらの者が所属する営業所の一部となるので留意する。</u></p> <p><u>(サテライトオフィスにおける通関業務の開始又は終了の申出)</u></p> <p><u>8-6 前記 8-5(業務継続のためのサテライトオフィスにおける通關業務の実施について) の開始又は終了に係る取扱いは、前記 8-4 に準ずるものとする。</u></p>	